

広島県選挙管理委員会告示第十三号

広島県選挙管理委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

広島県選挙管理委員会公印規程の一部を改正する規程

広島県選挙管理委員会公印規程（昭和五十一年選挙管理委員会告示第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに当該公印を管守する者（以下「公印管守者」という。）を削り、同条に次の一項を加える。

2 公印は、事務局長が管守するものとする。

第三条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「は握」を「把握」に改め、同号を同項第四号とする。

第十条第一項中「公印管守者は」を「事務局長は」に改める。
別表を次のように改める。

別表

種 類	印 刻 文 字	法 則 (ミラメータル)
1 委員会印	広島県選挙管理委員会 之印	方 30
	”	方 21
	広島県選挙管理委員会	方 59
2 委員長印	広島県選挙管理委員会 委員長之印	方 27
3 委員長職務代理者印	広島県選挙管理委員会 委員長職務代理者之印	方 27
4 事務局長印	広島県選挙管理委員会 事務局長之印	方 24

別記様式第一号中

「	管守者名	」
印 影		

を

出
徳

に改める。

別記様式第二号中「瀧」を「藤」に改め、「(国々)(社頭)」を削る。

附
則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。